

新聞広告を見て、曲が内蔵されているカラオケマイクを購入した。



知っている曲が少なく返品したい

「新聞広告を見てカラオケ内蔵マイクを購入したが、ほとんど知らない曲ばかりだった。返品希望と伝えたが、**通電したので不可**と言われた」と、相談が入りました。

広告に曲名はなく、人気ヒット曲と記載されていました。ヒット曲でも皆が知っているとは限りません。**注文時や使用前に曲名を確認**するようにしてください。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(728-2121)へ